

規制シート

(別紙1)

170195202290001

平成27年4月24日

規制の名称	相続未登記農地の農地中間管理機構の活用に関する規制改革ホットライン提案について	所管府省	農林水産省
根拠法令等	農地法第32～43条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	経営局農地政策課 課長 渡邊毅
規制目的	遊休農地を農地として有効活用することにより、国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資する。		
規制内容の概要	<p>・共有農地が遊休農地(農地法第32条第1項第1号又は第2号に該当)もしくは耕作者不在の農地(農地法第33条に該当)である場合については、所在が知れている所有者に対して利用意向調査を行い、所有者が意向どおり実行しない場合は、農業委員会が農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に県知事の裁定により機構が農地中間管理権を設定することが可能(5年を超えない期間)。</p> <p>・所有者が分からない遊休農地は、農地台帳や登記簿において権利者とされる者が死亡している場合、生存状況と居所を調べる相続人の対象を配偶者と子に限定し、過半の持分を有する者が不在または所在不明であれば、農業委員会が公示を行い、最終的に都道府県知事の裁定により農地中間管理機構が利用権を設定することが可能(5年を超えない期間)。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	平成25年の農地法改正において、共有持分の過半を有する者が分からない場合には、公告手続を経て農地中間管理機構に利用権を設定できるようにしたところ。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	ホットラインにより提案のあった相続人代表者の同意のみで5年を超える利用権の設定を可能とすることは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができず、また、共有物の管理に関する事項は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決するとする民法の原則との関係で、慎重に検討する必要があるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	—
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	—
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	—